

平成 24 年度第 9 回児童福祉専門分科会会議録

- 1、開催日時 平成 24 年 9 月 18 日（火）9:00～11:40
- 2、開催場所 青森市役所第 1 庁舎 3 階 福利厚生室
- 3、出席委員 宮崎秀一会長、佐藤秀樹委員、石岡まつ委員、西村恵美子委員、沼田徹委員、松浦健悦委員、石橋修臨時委員、高橋多恵子臨時委員、小笠原梓臨時委員
- 4、欠席委員 原朗委員、鳴海明敏臨時委員
- 5、事務局出席者 健康福祉部長 福井正樹、健康福祉部次長 今村貴宏、
子どもしあわせ課課長 館山新、子どもしあわせ課副参事 奥崎和彦、
子どもしあわせ課主幹 西澤哲司、子どもしあわせ課主査 坂本亮、
子どもしあわせ課主事 渡邊幸子
- 6、会議内容
 - 1、開会
 - 2、健康福祉部長あいさつ
 - 3、案件
 - (1) (仮称) 子どもの権利条例案（前文含む）について
 - (2) 川西市子ども的人権オンブズパーソンについて
 - (3) 「(仮称) 子どもの権利条例」普及啓発具体的方針案
 - (4) 「青森市子どもの権利の日」に行う活動について
 - (5) 子どもの権利保障の検証について
 - (6) 青森市子ども会議について
 - 4、その他
 - 5、閉会

案件（1）（仮称）子どもの権利条例案について

意見主な意見は以下のとおり

（【資料 5】「(仮称) 子どもの権利条例案（前文含む）」に基づき議論）

前回までは、前文もまだ形が見えていなかったが、起草委員会を 3 回ほど開催し、骨子案にある前文に盛り込むべき内容を文章化した結果、このようにまとまったので、前文について確認していきたい。

前文について、私のほうで若干内容を修正してきたものがあるのだが、出してもよいか。

修正箇所がたくさんあるようなので、修正案の前文を、事務局にお願いして紙に打ち出ししていただくということにしたい。その間に、まずは前文全体について見ていきたい。

前文の中で、「いのち」という言葉が全部ひらがなで書かれているが、一方で「子どもが他者と共生する」という難しい表現もあり、これは何か意図するところがあるのか。

前文の中で、色々な生き物たちと助け合いながら命が生まれて、それが次に？ がっていくと

いうのを表現しようとしたときに、出てきたキーワードが「ゆりかご」だった。その「ゆりかご」と支え合う命というものを絡め合わせて表現したいということで、敢えてひらがなで「いのち」と表現させていただいた。

「生命」や「命」と言うと、生物学的なイメージがあると思うが、ひらがなにすると、もう少し暖かな心を含んだようなイメージが膨らむのではないかと考えた。

「いのち」という使い方のほうが、生物学的なものよりも命の輝きという面を表現できていると思う。

私の理解では、最後の一文というのは、前文の中での締めの部分なので、そこから本則への？がりを持たせるということで、「共生する」という言葉が出てきたのではないと思う。

この前文は、子どもたちが読んで分かるものにすることではなかったか。私の意見としては、全体の言葉を少し整理したほうがいいのではないかとということと、ただ「共生する」というのではなく、「共に生きて支え合う」という表現にしてはどうか。それから、最後に「青い森のようなまちを実現する」とあるが、締めの文としては非常に情緒的過ぎないか。前文の初めに出てくる「青い森」が、この最後の締めの文に？がるのだということであれば、「青い森のような」という表現ではなく、「青い森のまちづくり」という表現にしたほうがいいのではないか。

先程、ひらがなで「いのち」と表現することについて話があったが、漢字で「命」と書いてはいけないのだろうか。この前文の文章を見たときに、ひらがなの「いのち」というのが読みづらいと感じる部分があるので、ひらがなの表現の持つ意味も分かるのだが、漢字にしてはいけないのか。

ひらがなの「いのち」のほうが柔らかいというのはすごく分かるのだが、実際に目で追いながら読んでみると、読みづらいと感じる部分もあったので、もし、ひらがなにするのであれば、読みづらさに配慮して、鍵括弧を付けるなどの工夫が必要なのではないか。

漢字よりはひらがなのほうがいいだろうし、「いのち」というのがひとつのキーワードになるということであれば、書き方の工夫が必要になると思う。

ではここで、前文の修正案を見ながら進めていきたいと思う。初めに、1段落目の「樹木」が「たくさんの木々」になっているが、「木々」と言ったほうが柔らかい表現になっているということで、これはいいのではないか。

「生きとし生けるもののいのちが、次から次へと生まれ」という部分については、「生きとし生けるものが、次から次へと生まれ」でいいのではないか。次の部分で、「光も水も空気も肥沃な大地も青い空、青い海も、その森が綾なすいのちの営みから生まれ」とあるが、理屈で考えると、光や水や青い空までも、森が綾なすいのちの営みから生まれるのだと言い切ってしまうといいのだろうか。

市民憲章の中に、「青い空、青い海、青い森」という表現が出てくるが、当初からこの前文の

中で、そういった「青い森」という地名から想起させるものを織り込むことができればということやってきたのだが、前文の中に含む意味合いが大きくなり過ぎてしまって、表現を削ったという経緯もある。この部分について、削った部分をもう1度膨らますかどうかということになるだろうか。

前文全体の作りから言うと、「くどい」という印象です。「青い森」の部分の思いが大き過ぎて、言葉が多くなり過ぎているので、もう少し整理をしたほうがいいのではないかと。

「青い森」の中で子どもが生まれ育っていくということ、どういう理屈で例えられるかということで、いわゆるアナロジーということになるが、理屈にきちんと筋が通っていなければいけないということで、そういう意味では、確かにくどい表現もあるかと思う。

私たち起草委員がいちばん苦労したのはその部分で、「青森市」と「青い森」というイメージをなんとか重ね合わせたいということで、様々やってきたのだが、果たして成功しているだろうか、意味が伝わっているだろうかということ、皆さんにお聞きしたい。

思いは十分に伝わっていると思うが、言葉を整理する必要はあると思う。例えば、「生きとし生けるもののいのちが次から次へと生まれ、育まれています」とあるが、「次から次へと生まれ」という部分は必要だろうか。簡潔にということと言うと、「生きとし生けるもののいのちが育まれています」でいいのではないかと。

若い命が生まれ、成長していくということで、「生まれる」という表現は大切にしたい部分になるが、「次から次へと」という表現は余計な感じがするので、これは削除してもいいのではないかと。次に、「光も水も空気も肥沃な大地も青い空、青い海も、その森が綾なすいのちの営みから生まれ」という表現についてはどうか。

「自然」という言葉でまとめてしまってはどうか。

起草委員が苦労した部分というのは、青森市の市民憲章や、青森市を象徴するようなことを導入しながら、青い森というものを表現するという部分だったと思うが、その辺りの表現を前文に必要とするのか、しないのかということで、どの表現を残すかが決まってくると思う。

私は簡潔に表現したほうがいいのではないかと。例えば、1段落目の最後は、「これらのいのちが互いに他のいのちと深く結びつき、共に支え合う森は新たないのちのゆりかごであり続けます」としてはどうか。

「これらのいのちが互いに他のいのちと深く結びつき」のところは、「いのち」という言葉が重複しているので、「これらのいのちが互いに深く結びつき」でいいのではないかと。

もう1度最初から見直してみたいと思うが、「たくさんのお木々」については、この表現で良いということで、次に、「生きとし生けるもののいのちが」の部分については、まだ議論されていなかったが、「いのち」という言葉が多いという話も踏まえ、「生きとし生けるものが生まれ、育まれています」としてはどうか。

「たくさんの木々」の「たくさんの」は、草花や鳥や虫にも掛かるのだろうか。だとすれば、その次に「数え切れない」という言葉があるので、「たくさんの」を削ってしまってもいいのではないか。

「数え切れない」という表現があるので、削っても問題は無いと思う。次の、「光も水も空気も」以下の部分だが、青い空、青い海という表現については、起草委員会の中でもずっと考えてきたのだが、全体のバランスというものを考えたとき、この部分が膨らみ過ぎているというご指摘もある。私からの提案になるが、この部分の詳しい背景については、解説書の中で盛り込むということにさせていただいてよろしいか。

(各委員異議なし)

次に、第2段落の部分になるが、「生きる力みなぎる」という1文を入れるという修正案についてはどうか。

入れてもいいと思う。それよりも、「森が新たないのちのゆりかごであるのと同じように」の部分が無くても意味が通じるので、その部分を削ってもいいのではないか。

全体が見えなくなってきたので、もう1度、ここまで修正を加えた前文をプリントにしたものを見ながら、確認していくことにしたいと思う。残りの部分について、何かご指摘があれば出していただき、全体を通してもう1度確認するということにしたいと思う。

5段落目のところで、「子どもに関係のあることを行うときには…」の一文に、「子どもにとって今もっともよいことは」と、「今」という言葉を追加した。いちばん最後の段落では、「共生する」という言葉を使っているが、もっと柔らかい表現としたほうが良いかというのと、「青い森のようなまちを実現するために」ではなくて、「青い森のまちづくりを実現するために」としたほうが良いのではという提案も出ている。

「青い森のまちづくり」と、はっきり謳ってしまっていいのだろうか。説明も無しに、こちらの思い入れだけを押し付けるような感じにならないだろうか。

私は、むしろ、前文でこれだけ青い森の定義をしてきているので、最後に「青い森」と言い切ってしまうと、きちんと読んでもらえるのではないかと思う。

青い森を定義している文を受けて、この最後の締め文に？がっているのではないかと思ったので、「青い森」と言うことは、ごく自然ではないか。それから、子ども委員会の子どもたちが、「子ども宣言文を作成しました」とあるが、「宣言しました」という表現にしたほうがいいのではないか。

その部分を、「青森市子ども委員会の子どもたちは、子どもの権利について学ぶ中で、「人はそれぞれ個性を持ち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事」、「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい」、「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういういいところがある』とってほしい」と宣言しています(2011年3月子ども宣言文)」という書き方にしてはどうか。

(各委員異議なし)

それでは、このように修正したいと思う。最後の一文のところ、文書を組み替えて、「この条例は、子どもの権利を保障し、ここで生まれ育つすべての人が、他者と共生する市民として成長する、青い森のまちづくりを実現するために制定します」としてはどうかということで、元の表現とどちらが良いかということだが、どちらにしても、誰がやるのかという主語がはっきりしていないという印象だろうか。

最初に「私たちは」を付ければ、主語がはっきりするのではないか。

「私たちは」と入れるのであれば、原案のままでもいいのではないか。「私たちは、子どもの権利を保障し、子どもが他者と共生する市民として成長する青い森のまちづくりを実現するために、この条例を制定します」となるが、どうだろうか。

(各委員異議なし)

では、前文については、いくつか修正があった点を踏まえて、もう1度印刷していただいたものを確認するということにしたい。続いて、第1章から第4章までの中で、何か気付いた点があれば意見をお願いしたい。

第2条の子どもの定義だが、女性の場合は16歳で婚姻できるが、婚姻すると成人とみなされることになる。子どもの権利条約では、「この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く」と書いてある。ということは、子どもの権利条約的に言えば、16歳で結婚した人は青年女性であって児童ではないということになるが、条例では16歳で結婚した女子も児童だと言っていることになってしまわないだろうか。

大人の定義については、「過去に子どもであったすべての人をいいます」だけでいいのではないかと思う。

大人の責務については第4条に明記されているので、大人の定義のところ、「子どもの権利の尊重に責務を負う」と言わなくてもいいのではないか。子どもの定義については、詳しくはその他規則で定めるということであれば、特に問題は無いと思う。

事務局

各都市で作った逐条解説を見てみたが、成人女性に関することについては触れられていないようだ。各都市で作っているものを見る限りでは、基本的には権利条約がベースになっているので、権利条約の中で成人女性になったものを除くということになっているとすれば、例えば、札幌市や川崎市でも、条例の中では成人女性を除いているのかなということは類推できる。この場においては、結婚して成人女性とみなされる方を、条例の18歳未満の定義の中に含ませるのか、それとも、あくまでも権利条約の定義に則って、条例の定義の中から外すのかということについて、議論していただきたいと思う。

本市の条例なので、条約に規制されることなく、18歳未満の定義に含めていいのではないかと。

詳細については規則に規定するという事なので、それで問題は無いと思う。

大人の定義については、「責務を負う」ということも書いたほうがいいと思う。

大人の範囲についての定義なので、その人の持つべき資質や責任までも、ここで定義する必要はないのではないかと。子どもの定義でも、決して子ども像を定義しているわけではない。ここは、子どもと大人の範囲を定義する部分なので、スッキリした表現のほうがいいと思う。

では、前文の確認が残っているので、見ていきたいと思う。かなりコンパクトにまとめたのではないかと。

「いのち」の表記について意見が出ていたが、「いのち」という表現がかなり少なくなっているので、「いのち」とひらがなで表記しても、読みづらくないし、柔らかい表現になっていると思うが、皆さんどうだろうか。

(各委員異議なし)

それでは、前文については、このように修正することにしたいと思う。

案件(2) 川西市子どもの人権オンブズパーソンについて

意見主な意見は以下のとおり

【資料2】「川西市子どもの人権オンブズパーソンについて」に基づき議論

事務局より資料2について説明

事務局

資料2について、まずは、どのようにオンブズパーソンが作られたのかという経緯についてだが、条例制定に至る背景としては、いじめ等による子どもの自殺が頻発し、社会問題となっていたことを受け、川西市の教育委員会が当時の教育委員長等を中心に、平成6年からその対策に関する検討・協議を始めた。次に、平成7年度に、川西市教育委員会において、「子どもの人権と教育検討委員会」を設置した。また、小学校6年生から中学校3年生を対象にアンケート調査を実施したところ、推計で200人以上の児童生徒が「いじめを受けたことがあり、生きているのがとてもつらく思えるほどの苦痛」と回答し、子どもたちがそのような状況にあるということを確認した。

そのような現状を踏まえ、検討委員会が「子どもの人権と教育についての提言」を教育委員会に提出し、その中で、子どもの人権を守るオンブズマン制度の創設について提言する。その提言

を受け、平成9年には、「子どもの人権オンブズパーソン制度検討委員会」を設置し、同委員会から、教育委員会の附属機関としてオンブズパーソンを設置する案が答申され、その答申に基づき、教育委員会に「オンブズパーソン制度例規等検討委員会」を設置することとなる。そして、翌年の平成10年12月議会に、「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例案」を提案したが、教育の領域だけでなく、自治体全体で子どもの人権を尊重するまちづくりを目指すということで、オンブズパーソンを市長の附属機関とする旨の修正案が議会側から出され、全会一致で可決されることとなった。

次に、2ページ目の(2)は、オンブズパーソン制度の概要である。組織・人員体制は、オンブズパーソンが3名、任期は2年であり、大学教授や大学講師、弁護士の方がなっている。勤務は、主に週1回で、相談を受けた子どもたちにどのような体制で対応していくかということについて話し合う研究協議のほか、調査活動や講演などの啓発活動も行っている。

次に、調査相談専門員は4名おり、交替制の週4日勤務になっている。教育、法律、心理、福祉、社会学に関する大学院修士課程を修了した方などが、オンブズパーソンのアシスタントとして、オンブズパーソンの命を受けて、子どもから相談された案件を解決していくための活動をしている。そのうち1名が、チーフ相談員ということで、全体の取りまとめのような仕事をしている。次の専門員は、青森市では設置の予定はないが、必要があるときに専門的見地からアドバイスをするというので、オンブズパーソンを以前やっていた方などで構成されている。事務局の職員としては、再任用の職員が1名いる。

続いて、平成24年度の予算については、2,759万円となっており、制度の特徴としては、子どもに対する施策を担う市の機関から独立し、地方自治法第138条の4第3項に基づく市長の附属機関として設置されている。オンブズパーソン及び調査相談専門員は、どの部署にも属さない独立機関として位置付けられており、案件に対する最終判断はオンブズパーソンが行うということで、調査相談専門員はオンブズパーソンの指揮命令系統に属している。なお、事務局の職員は、人権擁護課の職員として、人権擁護課の指揮命令系統に属している。

次に、活動内容としては、が相談活動ということで、相談員が電話や面接で丁寧に話を聴き、子どもをエンパワメントするように援助するというやり方で行っている。次に、の調整活動だが、問題打開や解決に必要な場合や、相談者が希望するケースにおいては、関係者間の関係調整を図る活動を行っている。次に、の調査活動だが、相談を継続するだけでは問題解決が困難と思われる場合に、客観的な事実関係を把握するため第三者による調査が必要と考えられるケースなどについて、申立てがあったときには、調査活動を行っているが、実際に申し立てまで至るケースは、年に2~3件程度ということで、ほとんどのケースは、相談活動と調整活動によって解決されているということである。

続いて、相談場所だが、は市役所の中にある事務局、は別の場所に設置している所になる。事務局については、10坪程度の広さの場所に、オンブズパーソン3名、調査相談専門員4名、事務局職員1名の机が置かれていて、この他に、仕切られたスペースの相談室がある。相談室は、相談者が自由に来所して相談するというよりも、主に、電話相談を経て面談を約束した方が来所するという形で利用されているということである。の「子どもオンブズくらぶ」だが、川西市でいちばん大きな駅の前にあるビルの4階にあり、約22坪の広さのところ、子どものためのスペースが2つ確保されているが、この場所は、常時開設されているわけではなく、電話等で約束した相談を受けるときなどに事務局職員がカギを開けて使用しているとのことであった。交通の便も良い場所にあるのだが、子どもが気軽に入って行って相談するような使い方はされていないとのことだった。

また、救済機関の法的な形態については、附属機関がいいのか、それとも補助機関とするのかということについて、この分科会でも度々話し合われているが、その点について、川西市では、最初から制度がこのようにできあがっていたということで、あまり問題意識を持っていないようだった。この点については、もう少し他の自治体の例などを確認しながら検討させていただいた

うえで、皆さまにご相談させていただきたいと考えている。

案件（３） 「(仮称)子どもの権利条例」普及啓発具体的方針案

案件（４） 「青森市子どもの権利の日」に行う活動について

案件（５） 子どもの権利保障の検証について

案件（６） 青森市子ども会議について

事務局より資料３「(仮称)子どもの権利条例普及啓発具体的方新案」について説明

事務局

資料３について、「(仮称)子どもの権利条例普及啓発具体的方新案」ということで、今まで皆さまからいただいた様々なご意見を基にして、１２月議会で条例案について承認いただいた場合に、このようにやらせていただきたいという具体的な案になっている。まず について、市の広報媒体の活用ということで、広報あおもりの１月１５日号と市のホームページで、条例の制定についてお知らせして参りたいと考えている。

２番目に、条例内容をお知らせするためのリーフレットということで、来年１月から２月にかけて配布して参りたいと考えている。その１つ目として、大人向けのリーフレットということで、保護者、各学校、公共機関等へ配布して参りたいと考えている。これについては、事務局のほうで作成したものを配布していくということで考えている。次に、子ども向けリーフレットということで、小学校４年生から高校３年生ぐらいまでを対象とし、小学生用と中・高校生用の２種類を事務局で作成し、小学生用については、小学校４年生から６年生までが理解できる程度のものを作りたいと考えている。両面全ページカラー印刷で１０ページ程度にまとめ、このリーフレットを、いわゆる「子ども向け解説書」に位置付けるということ想定している。なお、子ども向けリーフレットの対象範囲や種類、ページ数、レイアウト等については、次回開催される子ども委員会議のほうで意見をいただきながら作成して参りたいと考えている。

次に、大人向けの解説書については、来年の１月から２月にかけて配布したいと考えている。また、それと同時に、この条例をうまく進めていくためには、市内の小・中学校のご協力無くしては進めていけないものではないと考えていることから、小・中学校長会議の席で、改めて制定までの経緯や条例の内容について、私どもからご説明して参りたいと考えている。また、２５年度以降については、子どもの権利に関する家庭教育学級ということで、教育委員会で実施している家庭教育学級の中でも、継続して普及を進めていきたいと考えている。

また、子どもの権利擁護委員の制度について、せっかく作っても、その制度が周知されなければ意味を成さないということで、きちんとお知らせしていくために、大人向けのリーフレット、子ども向けのリーフレットに加え、子ども携帯用カードということで、免許証サイズぐらいの子どもたちが持ち運びできるようなものを作っていきたいと考えている。また、市の広報媒体を活用して、広報あおもり、市ホームページ、テレビ広報などを通じて周知を図っていきたいと考えている。なお、平成２５年度以降に作るリーフレット等については、せっかく新たに作る条例なので、きちんとした形で周知を図っていききたいということで、事務局の手作りのものではなくて、予算要求をしたうえで、外注によりきちんとした形のものを作って配っていききたいと考えている。

事務局より資料３「『青森市子どもの権利の日』に行う活動」について説明

事務局

次に、青森市子どもの権利の日に行う活動については、これまで、子ども委員会議において、

子どもの権利の日に何をやったらいいのかということで、子どもたちから自由に意見を出してもらった。その意見の抜粋が、お手元の資料に記載されているが、例えば、授業参観などで子どもの権利に関する授業を、楽しいことを織り交ぜながら行ってほしいという意見や、子どもの権利の日に限っては、先生に意見や文句を自由に言える日にしてはどうかという意見、子ども委員がビデオレターを作って学校で放送する、有名人による講演や映画の作成、子どもの権利に関するイベント、子どもの権利に関するクイズ大会、マスコットキャラクターを作る、子どもの権利に関する歌を作るなどの、様々な意見が出されている。

また、参考までに私どもで調べた他都市の事例としては、子どもの参加型行事、講演会などを札幌市で行っている。名張市においては、子どもの権利週間行事ということで、子ども会議で企画した事業を実施している。また、岩倉市では、11月20日を子どもの権利の日としているが、その1週間を、「子どもの権利を考える週間」として、この週間に各小・中学校で子どもの権利に関する授業を実施している。次に、川崎市では、「川崎市子ども権利の日の集い」ということで、子ども会議の活動の報告や、著名人による講演を行っているほか、川崎市子ども夢パークというところで実施する子どもが主体的に企画・参加する事業に合わせて、子どもの権利条例の普及・啓発活動を共同で実施している。

事務局より資料4「子どもの権利保障の検証」について説明

事務局

子どもの権利保障の検証につきましては、条例を制定している様々な自治体で行われていますが、その検証の多くは、子どもの権利保障に関する行動計画を検証するということを主として行われておりますことから、本市におきましても、他市と同様に、子どもの権利保障に関する行動計画の検証を行うこととしたいと考えている。本市の子どもの権利条例に規定する行動計画は、「青森市子ども総合計画後期計画」の第1章第1節に位置付けられていることから、行動計画の検証については、「青森市子ども総合計画後期計画」の調査、審議を行う青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会で行うものとしていきたいと考えている。児童福祉専門分科会の中に下部組織として、子どもの権利検証に限った部会を設けてはどうかという議論もこれまでしてきたが、部会を設けずに、児童福祉専門分科会の皆さまに検証をしていただければいいかという、私どもからの提案である。

事務局より資料4「青森市こども会議」について説明

事務局

青森市子ども会議については、子どもの権利条例の規定に基づき、市政等について子どもが意見を表明し、参加する場として子ども会議を構成することとし、子ども会議の運営に係る要綱を別途制定したいと考えている。子ども会議のメンバーの役割は、1つに、「市政等について、子どもの立場から意見を表明し、参加すること」、2つに、「子どもの権利について、子どもの立場からの普及啓発を率先して行うこと」を考えている。活動内容については、基本的には土曜日、日曜日を中心に月1回程度行って参りたいと考えている。

また、年度ごとの活動内容については、事務局が作るのではなくて、子ども会議のメンバーの意見を聴きながら決定していきたいと考えている。想定する活動内容としては、例えば、子どもの権利に関する市の取組について学習し、市の取組について話し合ってもらい、市に対して意見を述べることや、子どもの権利に関する学習をし、普及啓発方法について話し合ってもらい、市に対して意見を述べるなどのことが想定されるのではないかと考えている。メンバー構成については、市内に住所を有する10歳以上18歳未満の子どもの中から募集し、概ね25名以内で構成したいと考えている。もし人数が集まらないようであれば、これまでと同様に学校に推薦依

頼をかけて、やりたいという子どもたちに集まっていただいて進めていきたいと考えている。活動期間については、基本的には1年間とするが、再任を妨げるものではないということで考えている。

意見主な意見は以下のとおり

普及啓発の具体的方針案の にある「大人向け解説書」だが、これは、各家庭に配布になるのか。それとも、希望する方がもらえるということなのか。

事務局

配布の方法については、まだ具体的なイメージは持ち合わせていないが、全戸に配布するということであれば、例えば、町会の回覧板に付けて各家庭に配布するようにするなど、できるだけ多くの市民の方々に周知を図るために、様々な方策を考えていきたいと思っている。

解説書については、資料1のスケジュールの中にもあるが、次回の専門分科会の中の案件として予定されているということで、この時には、解説書の案が示されるということでもいいのか。

事務局

できる限り、法令審議会に提示する形のを次回までに作りたいと考えているが、時間も限られておりますことから、最低でも、解説書のベースになるものといえますか、骨子案のようなものを皆さんにお示しして、法令審議会に投げるまでの間に、皆様とやり取りをさせていただいたうえで最終版を決定して参りたいと考えている。次回までに、できる限り一定程度の形にしたものを皆さんにお出ししたいと考えている。

子ども向けリーフレットの対象は、小学校4年生から高校3年生までということだが、例えば、小学校1年生から3年生までのそれよりも小さい子どもたちなどには、どのようにして周知していくのか。

事務局

リーフレットのレベルをどの程度まで下げたら分かりやすいのかということについて、私どもで判断できない部分もあり、小学校4年生から6年生までであれば、他市の例を参考にしながら一定程度の作り込みはできるが、小学校1年生から3年生までに関しては、リーフレットの作り込みのイメージがまだできていない。だからと言って、小学校低学年については何もやらないということではなく、リーフレットという形ではなくても、何らかの形で子どもたちに周知を図るようなものを、今後作っていけたらと考えている。

幼稚園や保育園の保護者に対しても、解説書やリーフレットを使って条例を普及していくということが大切ではないか。

事務局

今のようなご意見を参考にしながら、子どもたちが集まる場所や、保護者の皆さんや、小さいお子さんがいない家庭の方々にも分かるような形での周知を図っていきたいと考えている。

資料4の子ども会議について、役割として、市政等について子どもの側から意見を発表するということがあるが、その後、どのように子どもたちの意見が反映されるのかということと、

反映されたものを子どもたちがどういう形で知ることになるのかということについては、どのように考えているのか。

事務局

具体的なものについては、まだ考えていないが、例えば、子どもたちが市長に対して意見を表明したり、関係部局の職員に対して意見を述べ、意見交換をするというような形で、大人が話し合いをする場に子どもを入れ込み、子どもたちが分かるような形でそれを進めていくというのも1つの手法だと思う。様々な方法があるかと思うが、皆さまのほうから何かご意見がありましたら、そのご意見も参考にしながら進めて参りたいと考えている。

子ども会議から出た意見を、子どもの権利の日の事業として取り組んでみるというのも1つの方法ではないか。そのことが、この権利条例を多くの人たちが知るいいチャンスにもなるのではないだろうか。

検証のところ、専門分科会に部会を設置しないという事務局からのご提案があったが、私はそれでいいのではないかと思う。実際にそのようにやってみて、後から判断してもよろしいのではないか。

条例案の第15条第2項では、子どもの権利の保障の検証は、児童福祉専門分科会で行うものとしますとあるが、もし、部会を作るということであれば、条文はこのままで、規則の中で定めるということは可能なのか。

事務局

恒常的な部会を設けるということであれば規則改正が必要になるが、実際にやってみて、そのうえで支障があったりした場合は、きちんと位置付けてやっていく必要があるということで、規則改正をするということになると思う。

実際にやってみなければ分からない部分もあるかと思うので、まずは事務局から提案のあったやり方でいいのではないかと思う。

子ども会議に関連して、今年度のように、子どもたちの話を聴く際には、サポート役のお兄さん、お姉さんの役割というものがとても大きいと思う。今年度協力していただいているのは、主に大学生の皆さんだと思うが、例えば、交通費を出すなど、その方たちが協力しやすいような配慮というか、そのような体制をもう少し考えていただけたらと思う。

現在のサポーターは、まさにボランティアということで、インフォーマルな形で来てもらっているが、サポーターの話を私が直接聞く限りでは、非常に熱心にやってくれているし、中高生といってもまだまだ分からない部分がある子どもたちをサポートするという点では、非常によい効果をあげているのではないかと考えている。サポーターを正式に位置付けするかどうかということは別として、交通費を出すなどの配慮は、できればあったほうがいいのではないかと思う。

せっかくサポーターとして協力しても、忙しくてあまり参加できないようだ、「たまに来るお兄さん、お姉さん」になってしまっていて、子どもたちも萎縮して意見が出しにくくなったりすることがあると思うので、常に参加できるようなメンバーで学生サポーターを組織するという

ことは大事なことだと思う。

恐らく、子ども会議の歴史が重なっていくと、先輩たちがサポーターとして参加してくれるようになるのではないかと期待している。

条例ができた後に、解説書とパンフレットは作るということだが、普及啓発事業の中に、条例そのものの普及の一環として、条例の原文そのものを子ども向けに翻訳したものもあるといいのではないか。例えば、青森の方言を使うなど、様々なアイディアはあると思う。

終わりに

今回は10回目の専門分科会、その次の11回目が子ども委員会議との合同開催で条例案の取りまとめということで、残すところあと2回の専門分科会の開催となるが、今日の議論の中で、前文を中心に修正できたので、条例案については固まってきたと思う。

事務局

次回の児童福祉専門分科会は、10月1日の午後5時から、こちらの場所で開催することとして、本日は終了とする。